

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年3月11日(2021.3.11)

【公開番号】特開2020-146473(P2020-146473A)

【公開日】令和2年9月17日(2020.9.17)

【年通号数】公開・登録公報2020-038

【出願番号】特願2020-86316(P2020-86316)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月19日(2021.1.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定条件の成立に基づいて抽選を行う抽選手段と、

該抽選手段により抽選された抽選結果に基づいて遊技球を受入可能な大入賞口と、

遊技者に付与される利益付与状態として、利益の期待値が低い低利益付与状態又は該低利益付与状態よりも前記利益の期待値が高い高利益付与状態のいずれかに制御する利益付与制御手段と、を備え、

前記大入賞口には、遊技球が流入されたことにより前記利益の期待値が高い前記高利益付与状態に制御することが可能な特定領域が設けられ、

前記特定領域への遊技球の流入は、前記大入賞口に設けられた振分部材が所定条件の成立に基づき、特定動作態様で動作されることによって流入可能とされており、

前記振分部材が前記特定動作態様で動作されることとなる前記所定条件は、前記大入賞口に受け入れられた遊技球の受入カウント数が、特定のカウント数となつたことを条件としており、

前記抽選手段により特別結果が導出されたことに基づき前記大入賞口が開放し、開放した前記大入賞口に遊技球が受け入れられたことによって成立可能とされている前記所定条件が成立すると前記振分部材が前記特定動作態様で動作され、前記特定動作態様で前記振分部材が動作されたことにより遊技球が前記特定領域へ流入すると前記高利益付与状態が発生可能とされ、

開放した前記大入賞口に受け入れられた遊技球の受入カウント数が特定のカウント数となつたことを条件に前記振分部材が前記特定動作態様で動作されることとなる前記大入賞口の開放時に受け入れられた遊技球の受入カウント数は、遊技者に明示されずにカウントされる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

所定条件の成立に基づいて抽選を行う抽選手段と、所定条件の成立に基づいて抽選を行う抽選手段と、該抽選手段により抽選された抽選結果に基づいて遊技球を受入可能な大入賞口と、遊技者に付与される利益付与状態として、利益の期待値が低い低利益付与状態又は該低利益付与状態よりも前記利益の期待値が高い高利益付与状態のいずれかに制御する利益付与制御手段と、を備え、前記大入賞口には、遊技球が流入されたことにより前記利益の期待値が高い前記高利益付与状態に制御することが可能な特定領域が設けられ、

前記特定領域への遊技球の流入は、前記大入賞口に設けられた振分部材が所定条件の成立に基づき、特定動作態様で動作されることによって流入可能とされており、前記振分部材が前記特定動作態様で動作されることとなる前記所定条件は、前記大入賞口に受け入れられた遊技球の受入カウント数が、特定のカウント数となったことを条件としており前記抽選手段により特別結果が導出されたことに基づき前記大入賞口が開放し、開放した前記大入賞口に遊技球が受け入れられることによって成立可能とされている前記所定条件が成立すると前記振分部材が前記特定動作態様で動作され、前記特定動作態様で前記振分部材が動作されたことにより遊技球が前記特定領域へ流入すると前記高利益付与状態が発生可能とされ、

開放した前記大入賞口に受け入れられた遊技球の受入カウント数が特定のカウント数となつたことを条件に前記振分部材が前記特定動作態様で動作されることとなる前記大入賞口の開放時に受け入れられた遊技球の受入カウント数は、遊技者に明示されずにカウンタされることを特徴とする遊技機。